

【F08】官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・官民パートナーシップ (PPP) 事業として創設された固定資産の経済的所有権については、民間部門と政府部門のどちらがリスクと報酬の多くを引き受けるかによって判断する。 ・資産の取得に係るリスクとして、 <ol style="list-style-type: none"> ① 資産の設計、質、規模、維持に係る政府のコントロールの程度 ② 建設リスク (建築の遅れ、建築基準等との不適合、環境面などで第三者に支払いを要するリスク) 生産への資産の使用に係るリスクとして、 <ol style="list-style-type: none"> ③ 供給リスク (政府が、生産されるサービスや、サービスの対象、価格を支配する程度) ④ 需要リスク (サービスへの需要が想定外である可能性) ⑤ 残余価値・陳腐化リスク (契約終了時点で政府に引き渡す際の資産の価値が事前の合意と異なるリスク) ⑥ 有用性リスク (サービスの質・量が契約に規定する基準を満たさないことによりペナルティや追加費用が発生する可能性) <p>が例示されている。</p> <p>※PPP については、2008SNA マニュアルでは「研究課題」の一つに掲げられており¹、まずは国際公会計基準審議会 (IPSASB) の議論を見守ることとされている (4. 参照)。</p>	<p>(官民パートナーシップで創設した固定資産の取り扱いについての指針はない)</p>



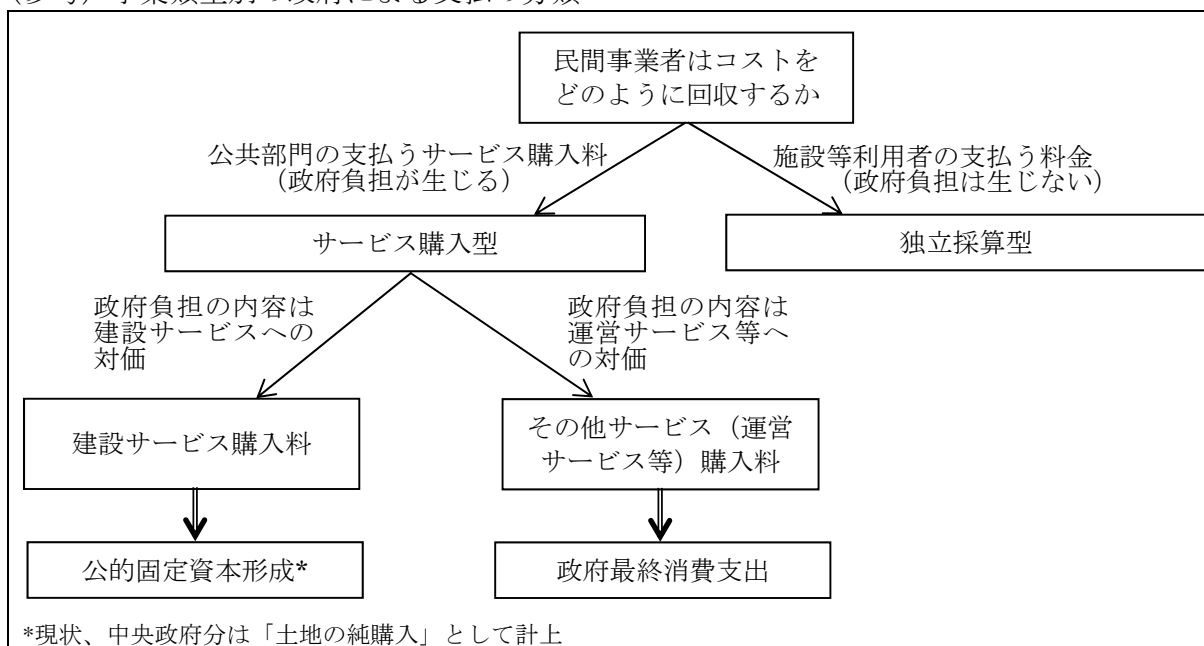
<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPP 事業 (PFI 事業) について、資産の取得や使用に係るリスクや報酬の多くを引き受ける主体 (リスク基準) を当該事業によって創設された資産の経済的所有者と位置付ける。各 PPP 事業の具体的な記録は、事実と状況を勘案して、経済的関係を最もよく表すように行う。場合によって、実際の取引が行われていない場合でも帰属計算を行う。 <p>② 主要計数への影響 (概念上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDP の増減要因 (PPP 事業で建設された資産が民間部門か政府部門のいずれが所有すると扱われるかに応じて、政府の固定資本減耗 (政府最終消費支出) を通じた影響がある) ・一般政府の純貸出／純借入の増減要因

¹ 2008SNA マニュアルの Annex4 (Research Agenda) には、「PPP について第 22 章に記載しているが、その国民経済計算上の取扱いの詳細については、IASB (国際会計基準審議会) や IPSASB (国際公会計基準審議会) での基準検討の動向と採択を待つこととする。ISWGNA は、この動向を注視している。」と記述されている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・基礎統計（国及び地方の決算資料）において、政府が負担した PFI 事業額は他の経費に含まれた計上となっている。ただし、JSNA ではコモディティーフロー法を用いて一国全体の総固定資本形成を推計しているため、PFI 事業による総固定資本形成であっても一国全体の総固定資本形成には計上されている。
- ・PFI 事業における公民の分類については、現状、中央政府事業の場合、国が民間事業者に対して支払う建設サービス購入分は国の決算上「不動産購入費」に含まれることから、現行 JSNA では「土地の純購入」として計上している（結果として、国の PFI 事業による総固定資本形成は全額民間企業設備となっている）。他方、地方政府事業の場合は、地方政府決算（地方財政統計）の計上に基づき、建設サービス購入分は「公的固定資本形成」として計上している²。
- ・こうした計上について、日本における PFI 事業は、現時点において BTO 方式³かつ民間事業者のコストを公共部門が支払うサービス購入料で回収する方式（サービス購入型）が多くを占めていることから、中央政府についても建設サービス購入分を公的固定資本形成として計上する方がより適切と考えられる⁴。

（参考）事業類型別の政府による支払の分類



3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方（案）

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- ・2008SNA マニュアルにおいても、他の国際会計基準の検討など今後の動向を注視するとしており、必ずしも具体的な計上の指針が示されていないわけではない。このため、現時点で勧告の対応の是非を検討することは困難である。
- ・ただし、中央政府の PFI 事業に係る建設サービス購入を土地の純購入と取り扱っている

² その他のサービス購入分は、中央政府、地方政府ともに「政府最終消費支出」に計上されている。

³ 民間事業者が施設を建設し、その完工とともに政府に所有権を移転。そのうえで施設の維持管理・運営は民間事業者が行う方式。

⁴ BTO 方式が全事業数の 71%、BOT 方式が 14%、複合型を含むその他が 15%。サービス購入型が全事業数の 72%、独立採算型が 4%、混合型が 24%（いずれも 2010 年末時点調査）。

点については、これを公的固定資本形成として取り扱えるように検討する。

②中央政府のPFI事業の計上見直しに伴うGDPへの影響試算値

- ・ここでは、予算要求書より各省のPFI事業（うち建設サービス分）の予算項目を把握し、各省決算書の不動産購入費から当該項目を抜き出して固定資本形成に計上した。資本化に伴う固定資本減耗分については、政府最終消費支出に計上した。
- ・暫定的な試算結果：名目GDPへの影響はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・政府支出の基礎統計である中央政府の決算書では、PFI事業費（うち建設サービス購入分）は不動産購入費に含まれる計上となっている。また、地方政府の基礎資料に当たる地方財政統計においては、PFI事業費は普通建設事業費に含まれて計上されており、PFI事業のみを取り出すことが困難。

<諸外国の導入状況>

- ・英国

英国（PPP事業数が700超存在）では、PPP資産の政府／民間への帰属について、基本的には各事業を所管する公的機関の会計処理を踏まえつつ、ボーダーラインとなるようなケースについて、国家統計局（ONS）が個別に格付け判断を行っている。この判断に当たっては、欧州の国民経済計算体系であるESA95の補完マニュアルである“Manual on Government Deficit and Debt 2012”（MGDD）を踏まえた「リスク基準」として、①建設リスクを民間事業者が負い、かつ、②有用性リスクまたは需要リスクのいずれか、あるいは両方が民間事業者にあると判断できるものは、当該PPP事業の固定資産を民間部門の貸借対照表に記録するというものである⁵。

- ・IPSASBにおける検討状況

IPSASBにおいては、民間企業の会計基準と整合的な形で、2011年10月に“IPSAS32-Service Concession Arrangements: Grantor”（以下、IPSAS32）をとりまとめた。IPSAS32においては、英国や2008SNAにおける「リスク基準」とは異なり、いわゆる「支配（control）基準」に基づき、譲与者（grantor）である政府部門と運営者（operator）である非政府部門のいずれの貸借対照表に計上すべきかを示している。「支配基準」とは、①運営者が当該資産をもって、どのようなサービスを、どの対象者に、どのような価格で供給するかを、譲与者が支配ないし規制していること、および②譲与者が所有権やその他の権利を通じて、事業終了時に当該資産のかなり（significant）の残余持分を支配していること、の2つを満たす場合には、当該資産は譲与者（政府）の貸借対照表に記録するというものである。

IPSAS32では会計基準の公表という形で一定の結論が得られたことにより、次はSNA側がこれを踏まえ、PPP事業の国民経済計算上の記録方法について検討する段階となっている（現時点では、IPSAS32を踏まえた国民経済計算の指針は存在していない。）

⁵ 英国ではこのリスク基準に基づき、2010年には、2件のPFI刑務所について、従前の政府資産という扱いから民間資産に振替を行った。